

障害者基本法の一部を改正する法律案(衆第三七号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、最近の障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本的理念として、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を追加する。

二、都道府県及び市町村に障害者のための施策に関する基本的な計画の策定を義務付ける。

三、障害者の福祉に関する基本的施策として、障害のある児童と障害のない児童との交流及び共同学習の積極的な推進、障害者の地域における作業活動の場の拡充のための必要な費用の助成、公共的施設のバリアフリー化、情報の利用におけるバリアフリー化等の規定を設ける。

四、内閣府に、障害者基本計画の案の作成に際して意見を聴く等のため、中央障害者施策推進協議会を置くこととし、障害者の実情を踏まえた協議ができるよう委員構成に配慮しなければならないこととする。

五、本法律は、一部を除き、公布の日から施行する。